

特例診療所（許可を受けずに病床設置できる診療所）制度改正について（医療法施行規則 第1条の14 第7項）

	改正後（平成30年4月1日～）	現行
<p>対象</p>	<p>1 診療所の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 ② へき地医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所 <p>2 病床種別</p> <p>療養病床・一般病床</p> <p>3 手続要件</p> <p>知事が、医療審議会の意見を聴いて、必要な診療所と認めること</p>	<p>1 診療所の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅等における医療の提供の推進のため必要な診療所 ② へき地に設置される診療所 ③ ①②のほか例えば、小児医療、周産期医療など地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所 <p>2 病床種別</p> <p>一般病床</p> <p>3 手続要件</p> <p>必要な診療所として医療計画に記載（見込も含む）されること</p>
<p>手続</p>		

医療審議会に関する規定

医療法	医療法施行令（政令）	運営要綱 (H30.3.12 改正案)
<p>〔都道府県医療審議会〕 第 72 条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。 2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p style="text-align: right;">↳</p>	<p>〔医療審議会〕 第 5 条の 16 医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員 30 人以内で組織する。 第 5 条の 17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、非常勤とする。 第 5 条の 18 審議会に会長を置く。 2 会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。 第 5 条の 19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員 10 人以内を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 4 専門委員は、非常勤とする。 第 5 条の 20 審議会は、会長が招集する。 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 第 5 条の 21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 5 第 5 条の 18 第 3 項及び第 4 項の規定は、部会長に準用する。 第 5 条の 22 第 5 条の 16 から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。</p> <p style="text-align: right;">↳</p>	<p>（趣旨） 第 1 条 この要綱は、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 22 の規定に基づき、兵庫県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （会長等） 第 2 条 会長は審議会の議長となる。 2 審議会に副会長を置き、会長に事故があるときは、その職務を行う。 3 副会長は、委員の互選により定める。 （医療法人部会） 第 3 条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。 (1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 45 条第 2 項に基づき、医療法人の設立を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項 (2) 医療法第 55 条第 7 項に基づき、医療法人の解散を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項 (3) 医療法第 58 条の 2 第 5 項に基づき、医療法人の吸収合併及び新設合併を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項 (4) 医療法第 60 条の 3 第 5 項に基づき、医療法人の吸収分割及び新設分割を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項 (5) 医療法第 64 条第 3 項に基づき、医療法人の業務の停止を命じる処分に係る事項 (6) 医療法第 64 条第 3 項に基づき、医療法人の役員解任を勧告する処分に係る事項 (7) 医療法第 66 条第 2 項に基づき、医療法人の設立の認可を取り消す処分に係る事項 (8) 医療法第 46 条の 6 第 1 項ただし書の規定に基づき、医師又は歯科医師でない者を理事長に選出することを認可し、又は認可をしない処分に係る事項のうち、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和 61 年 6 月 26 日付健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知）第一、5、(4) に定める、医師又は歯科医師でない理事長候補者が理事長に就任することにより、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認めることに係る事項 (9) 医療法第 42 条の 2 第 2 項に基づき、社会医療法人の認定及び、認定を取り消された社会医療法人の業務継続実施計画の認定をする処分に係る事項 (10) 医療法第 64 条の 2 第 2 項に基づき、社会医療法人の認定を取り消す処分に係る事項 2 法人部会は委員 10 名以内で構成する。 （救急医療部会） 第 4 条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、救急医療部会（以下「救急部会」という。）を置く。 (1) 救急医療体制の整備に関する事項 (2) 県、市町及び救急医療機関の連携・協力に関する事項 (3) 救急医療情報システムの運営に係る重要事項に関する事項 (4) 救急告示機関の認定審査に関する重要事項に関する事項 2 救急部会は委員 11 名以内で構成する。 （保健医療計画部会） 第 5 条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、保健医療計画部会（以下「計画部会」という。）を置く。 (1) 保健医療計画（医療法第 30 条の 4 に基づく医療計画をいう。）の策定又は変更に係る事項（第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項に掲げる事項を除く。） (2) 保健医療計画の推進に係る事項（第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項に掲げる事項を除く。） (3) 医療法第 70 条の 3（平成 27 年法律第 74 号による改正後のもの）に基づく、医療連携推進認定に係る事項 (4) 医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号又は 2 号に該当する診療所について医療審議会の意見を聴くこととされている事項 2 計画部会は委員 14 名以内で構成する。 （地域医療対策部会） 第 6 条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、地域医療対策部会（以下「地域部会」という。）を置く。 (1) へき地を含む特定の地域における医師確保に関する事項 (2) 小児科や産婦人科などの特定の診療科の医師確保に関する事項 (3) 県内における新医師臨床研修制度終了後の研修体制に関する事項 (4) 地域医療支援病院の承認に関する事項 2 地域部会は委員 12 名以内で構成する。 （部会長） 第 7 条 部会長は、部会の議長となる。 2 部会に副部会長を置き、部会長に事故があるときは、その職務を行う。 3 副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。</p>

【改正案】
計画部会所管事項として
1号追加する。

		<p>(部会の招集)</p> <p>第8条 部会は部会長が招集する。</p> <p>2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。</p> <p>3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。ただし、次の各号に掲げる事項については、審議会において決するものとする。</p> <p>(1) 第5条第1項第1号に掲げる事項</p> <p>(2) 第5条第1項第2号に掲げる事項のうち、医療法の規定により、医療審議会の意見を聞くこととされている事項</p> <p>4 部会における決議は、これを審議会の決議とする。</p> <p>5 部会における決議は、決議後最初に開かれる審議会において部会長から報告しなければならない。</p> <p>(委員の代理出席)</p> <p>第9条 別に定めるところにより、委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。</p> <p>(非委員の出席)</p> <p>第10条 審議会及び部会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を述べさせることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、健康福祉部健康局医務課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和61年12月8日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成13年2月16日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成14年11月1日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成15年4月1日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成17年9月9日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成17年11月18日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成20年3月28日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成20年11月11日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成21年3月18日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成22年8月26日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成22年12月24日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成28年3月18日から実施する。</p> <p>この要綱は、平成29年3月29日から実施する。</p> <p><u>この要綱は、平成30年3月12日から実施する。</u></p>
--	--	--